

京情審答申第45号
平成15年1月30日

京都府公安委員会
委員長 石田 隆 一 様

京都府情報公開審査会
会長 錦 織 成 史

公文書非公開決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成14年2月14日付け公委第88号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第 1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が非公開とした判断は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成 13 年 11 月 16 日、京都府情報公開条例（平成 13 年京都府条例第 1 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、京都府警察本部長（以下「実施機関」という。）に対して「平成 11 年 8 月 2 日、米海軍駆逐艦「クッシング」が舞鶴港に入港した際、京都府警察本部及び舞鶴東警察署が行った「入港反対」運動に関する調査、米軍への対応に関わる文書」を内容とする公文書の公開請求が行われた。
- 2 これに対し、実施機関は、「米海軍駆逐艦「クッシング」の舞鶴入港に関する調査結果」を請求対象公文書と特定した。（以下「本件公文書」という。）
- 3 本件公文書は、平成 13 年 9 月 27 日に作成された文書であることを理由に、平成 13 年 11 月 29 日、条例附則第 7 項第 3 号の規定により、本件公文書は条例の適用を受けないとして、非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、公文書非公開決定通知書（不存等）を審査請求人に送付した。
- 4 平成 13 年 12 月 5 日、審査請求人は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。以下「法」という。）に基づき、本件処分を不服として異議申立書を京都府公安委員会あて提出したが、本件処分に不服があるものは、法第 5 条の規定により、審査請求をなすべきであること等の不備があったため、平成 13 年 12 月 17 日付けで補正を求めた。
- 5 平成 14 年 1 月 4 日、審査請求人は、審査請求書を諮問庁あて提出したが、代表者の資格を証する書面の添付がなかったこと等の不備があったため、平成 14 年 1 月 18 日付けで再補正を求め、平成 14 年 2 月 4 日、補正がなされた。

第 3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるといものである。

第 4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書、意見書及び口頭による意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 そもそも、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）は、行政機関の情報を公開し、「公正で民主的な行政の推進に資すること」を目的としており、また条例は、行政内容をその主権者たる府民の監視のもとにおき、府民の積極的な行政参加によって行政の在り方を正し、府民本位の適正な運用を図るところに目的がある。

そのためには、情報公開法と条例の差異はあっても、存在する公文書をできる限り等しく開示するのが行政庁の義務であるところ、情報公開法に基づき、既に存在しているとして警察庁が公開している情報を、条例に基づき京都府警察本部が非公開としたのは、情報公開法及び条例の立法趣旨に著しく反する。

2 審査請求人の上部団体が平成13年10月1日に行った「平成11年、舞鶴港に米軍駆逐艦が入港した際、朝日新聞の報道を受けて、事実関係に関して、京都府警が調査した結果が書かれた報告書」を内容とする警察庁長官あての行政文書の開示請求に対して、警察庁は、平成13年10月25日付けにて「米海軍駆逐艦「クッシング」の舞鶴入港に関する調査結果」という文書を既に公開している。

すなわち、平成13年10月1日から同月25日の間に作成又は複写をした上で公開したことから文書の存在が明らかである。したがって、本件処分には存在する文書を存在しないと誤りがあり、違法である。

3 警察庁に請求すれば公開される文書を京都府警察本部に請求すると、「作成期日」を理由に非公開とするのは、公開をしないために口実をつくったとのそしりを免れないといわざるを得ない。

情報公開法では、文書作成期日によるアクセス制限はないのであるから、条例でもそれに準じて、国民に権利保障すべきである。

第5 実施機関の説明の要旨

実施機関の主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 本件公文書について

本件公文書は、米艦船入港反対運動に係る報道がなされたため、京都府警察本部が事実関係を確認し、その調査結果をまとめ、警察庁に報告したものである。

2 非公開の理由について

本件公文書は、平成13年9月27日に作成したものである。したがって、条例附則第7項第3号の規定により、条例が適用される公文書ではなく非公開決定を行った。その後、請求の趣旨に該当する文書は作成されておらず、存在しない。

第6 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

公文書公開についての条例の基本的理念は、その前文においてうたわれているように、個人のプライバシー保護に最大限の配慮をしつつ、公文書の公開を請求する権利を認めるとともに、府の諸活動を府民に説明する責務を果たすため、積極的に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。

当審査会は、このような基本理念にのっとり、府が保有する公文書の公開を請求する権利が、不当に侵害されることのないよう、条例を解釈し、以下に判断するものである。

2 本件処分に係る具体的な判断及びその理由について

まず、審査請求人は、本件公文書を非公開とすることは、行政の情報を公開し、「公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」情報公開法の趣旨に反すると主張する。

しかし、情報公開法は、国の行政機関が保有する行政文書を対象としており、条例は、府の実施機関が保有する公文書を対象とするものであって、別個独立の法制度である。

したがって、条例の立法趣旨を踏まえ、条例の適用を受ける公文書の範囲をどのように定めるかは、府の立法政策によるものであって、情報公開法の対象範囲と条例の対象範囲が異なることをもって、条例が情報公開法の趣旨に反するとはいえない。

次に、審査請求人は、国が公開している文書を実施機関が不存在であるとして、非公開とすることは違法であると主張するが、実施機関の主張は、条例の適用を受ける文書としては不存在であるとの趣旨であり、本件公文書を実施機関が現に保有していることを当審査会も確認した。

以上のことを前提にして、実施機関は、本件公文書は、条例附則第7項第3号の規定により条例が適用されないと主張しているので、これについて検討し、判断する。

条例附則第7項は、この条例の適用を受ける公文書について定めたものである。

同項第3号は、附則第1項ただし書に規定する公安委員会規則で定める日（京都府情報公開条例の一部の施行期日を定める規則（平成13年京都府公安委員会規則第12号）により、平成13年9月28日）以後に実施機関（公安委員会及び警察本部長に限る。）の職員が作成し、又は取得した公文書について条例を適用すると規定している。

当該規定は、公文書の作成又は取得時期のみで条例の適用を受けるか否かを判断するものである。

実施機関の説明によると、本件公文書は、平成13年9月27日作成されたものであり、当審査会における調査によっても、本件公文書は、同日に作成されたものと認められた。

したがって、本件公文書は、同項第3号に該当する公文書ではない。

よって、同項第3号の規定により、本件公文書には条例が適用されず、本件処分は妥当である。

3 結 論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。